（別記様式第１号）

計画作成年度	令和８年度
計画主体	小松島市

小松島市鳥獣被害防止計画

＜連絡先＞
担 当 部 署 名　小松島市 農林水産課
所　　在　　地　小松島市横須町１番１号
電　話　番　号　0885-34-9292
Ｆ　Ａ　Ｘ 番 号　0885-34-9992
メールアドレス　nourin@city.komatsushima.lg.jp

（注）１　共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には（代表）と記入する。
２　被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

１．対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ニホンジカ、イノシシ、サル、タヌキ、ハクビシン、アライグマ、イタチ、カラス、ムクドリ、スズメ、カワウ
計画期間	令和８年度～令和１０年度
対象地域	小松島市全域

（注）１　計画期間は、３年程度とする。
　　２　対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

２．鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

（１）被害の現状（令和６年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品　目	被害数値
ニホンジカ	果樹	被害面積 49a 被害金額 3,270 千円
イノシシ	果樹・野菜	被害面積 67.1a 被害金額 2,892 千円
計		被害面積 116a 被害金額 6,162 千円

（注）　主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積（被害面積については、水産業に係る被害を除く。）等を記入する。

（２）被害の傾向

前回の計画策定時と比較すると、ニホンジカによる農作物被害は増加傾向にある。
直近の被害状況としては、ニホンジカによる被害は、主に山間部において、５月から７月にかけて及び３月頃に果樹への被害が発生している。
また、イノシシによる被害は、１１月から１２月にかけて山間部において果樹への被害が発生しており、さらに１月から３月にかけては山間部において野菜への被害が発生している。
このように、本地域においてはニホンジカ及びイノシシによる農作物被害が発生しており、特に山間部において被害が確認されている状況にある。

（注）１　近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。
　　２　被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

（３）被害の軽減目標

鳥獣の種類	指標	現状値 （令和６年度）	目標値 （令和１０年度）
ニホンジカ	農作物被害額 農作物被害面積	49a 3,270 千円	44a 2,943 千円
イノシシ	農作物被害額 農作物被害面積	67.1a 2,892 千円	60a 2,602 千円

（注）１　被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。
２　複数の指標を目標として設定することも可能。

（４）従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	・小松島市有害鳥獣捕獲対策協議会を組織し、予察捕獲等の年間を通じた捕獲体制の整備を図った。 ・猟友会への銃器による駆除、捕獲檻の管理委託等	・市内各地で発生する被害に対して全ての要望には応えられていない状況である（人手、ワナの設置管理も限界がある）。 ・猟友会会員の高齢化 ・新たな猟友会会員の確保
防護柵の設置等に関する取組	・農家からの要望に応じ、イノシシによる農作物への被害が多い地域（主に山沿いの田んぼ）を中心として侵入防止柵を設置した。	・侵入防止柵を設置した地域においては被害が減少したとの声が聞かれるものの、別の地域において被害が確認される等、イノシシの行動領域の変化全てには対応できていない。 ・ニホンジカによる農作物被害が増加傾向にある。
生息環境管理その他の取組	・市 HP にてイノシシの出没状況及び習性等について周知を行った。	・緩衝帯の設置については管理の問題等もあり、導入のハードルは高い。

（注）１　計画対象地域における、直近３ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。
２　「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。
３　「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、緩衝帯の設置、追上げ・追払い活動、放任果樹の除去等について記入する。

（５）今後の取組方針

小松島市において把握している令和６年度の被害面積は 116ａであり、被害金額は 6,162 千円であった。計画策定当初と比べ被害面積、被害額ともに増加している。 ＪＡ等の関係機関と緊密に連携し、各農家に対する啓発活動を通じて自己防衛意識の向上を図る。あわせて、計画的な予察捕獲を継続するとともに、農家の要望等により侵入防止柵の設置支援等により、地域住民が主体となって農地を守る「自衛の体制」の整備を推進する。これら防護と捕獲の両面から、個体数の適正管理に努めていく。

（注）　被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。

３．対象鳥獣の捕獲等に関する事項

（１）対象鳥獣の捕獲体制

小松島市有害鳥獣捕獲対策協議会で協議した、猟友会会員で構成する有害鳥獣駆除班で組織する。

（注）１　鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者団体への委託等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。

２　対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。

３　捕獲等を推進する上で、鳥獣被害対策実施隊員にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。

（２）その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
８	ニホンジカ、イノシシ、サル、タヌキ、ハクビシン、アライグマ、イタチ、カラス、ムクドリ、スズメ、カワウ	小松島市有害鳥獣捕獲対策協議会と連携し、個体数の適正管理に務める。
９	ニホンジカ、イノシシ、サル、タヌキ、ハクビシン、アライグマ、イタチ、カラス、ムクドリ、スズメ、カワウ	小松島市有害鳥獣捕獲対策協議会と連携し、個体数の適正管理に務める。
１０	ニホンジカ、イノシシ、サル、タヌキ、ハクビシン、アライグマ、イタチ、カラス、ムクドリ、スズメ、カワウ	小松島市有害鳥獣捕獲対策協議会と連携し、個体数の適正管理に務める。

（注）　捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

（３）対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
徳島県鳥獣保護管理事業計画を参考にしつつ、過去の捕獲実績等を基に、小松島市有害鳥獣捕獲対策協議会で協議し決定する。シカ、サルについては今後の被害拡大を考慮した捕獲計画数とする。

（注）　近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	８年度	９年度	１０年度
ニホンジカ	５０	５０	５０
イノシシ	１００	１００	１００
サル	１０	１０	１０
タヌキ	１００	１００	１００
ハクビシン	１００	１００	１００
アライグマ	１００	１００	１００
イタチ	１００	１００	１００
カラス	５００	５００	５００
ムクドリ	１００	１００	１００
スズメ	２００	２００	２００
カワウ	７０	７０	７０

（注）　対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容
銃器・捕獲檻を用いて 4 月 1 日から 3 月 31 日（狩猟期間を除く）の間、予察捕獲を行う。

（注）１　わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

２　捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容

（注）　鳥獣被害対策実施隊員にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該鳥獣被害対策実施隊員による捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

（４）許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣

（注）１　都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成 19 年法律第 134 号。以下「法」という。）第４条第３項）。

２　対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

４．防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

（１）侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	８年度	９年度	１０年度
イノシシ ニホンジカ	侵入防止柵設置費用の補助及び情報提供（ワイヤーメッシュ柵 965m）	侵入防止柵設置費用の補助及び情報提供	侵入防止柵設置費用の補助及び情報提供

（注）１　設置する柵の種類、設置規模等について記入する。

２　侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

（２）その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容

（注）　侵入防止柵の管理、緩衝帯の設置、里地里山の整備、追上げ・追払い活動、放任果樹の除去等について記入する。

５．生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容

（注）　緩衝帯の設置、里地里山の整備、放任果樹の除去、被害防止に関する知識の普及等について記入する。

６．対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

（１）関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
小松島市	有害鳥獣捕獲の許可

徳島県	有害捕獲に関する助言・指導
小松島地区猟友会	有害鳥獣捕獲の実施
小松島警察署　生活安全課	有害鳥獣に関する情報提供・助言・指導

（注）１　関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。
２　役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
３　対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

（２）緊急時の連絡体制

住民からの目撃情報　→小松島警察署
↓　↓　↑
小松島市役所農林水産課
↓
庁内①危機管理政策課（防災行政無線などによる周知）
②教育委員会（学校周辺で出没した際の呼びかけ等）
③こども保育課（保育所・認定こども園関係への注意喚起）
庁外①小松島警察署
②小松島地区猟友会
③徳島県

（注）　緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

７．捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した対象鳥獣は、自家消費又は埋設、焼却処分する。

（注）　適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

８．捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

（注）１　食肉、ペットフード及び皮革としての利用、学術研究への利用等、捕獲等をした鳥獣の利用方法について記載する。
２　処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等についても記載する。

９．被害防止施策の実施体制に関する事項

（１）協議会に関する事項

協議会の名称	小松島市有害鳥獣捕獲対策協議会
構成機関の名称	役割
東とくしま農業協同組合	有害鳥獣関連情報の提供 農業者の意見及び普及
小松島地区猟友会	有害鳥獣関連情報の提供 有害鳥獣捕獲の実施
小松島市農林水産課	事務局、協議会に関する連絡・調整
徳島県鳥獣保護管理員	有害鳥獣関連情報の提供 鳥獣の保護に関する業務
各地区集落代表者	有害鳥獣関連情報の提供 有害鳥獣捕獲に関する地域との連絡・調整

（注）１　関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。

２　役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

（２）関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
徳島県	有害鳥獣関連情報の提供 鳥獣被害対策に関する意見・指導

（注）１　関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。

２　役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。

３　協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

（３）鳥獣被害対策実施隊に関する事項

市職員で構成する鳥獣被害対策実施隊を H26.2.19 に設置。 今後の被害状況により構成員等を検討していく。

（注）１　被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。

２　鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、その規模、構成等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

（４）その他被害防止施策の実施体制に関する事項

（注）　その他被害防止施策の実施体制に関する事項について記載する。

１０．その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

（注）　その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。